

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

			資料番号	13	担当課	農産園芸課
法令名	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律	根拠条項	7の3-1、2	不利益処分の種類	米穀の出荷又は販売の事業を行う者に対する勧告及び命令	
○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 (勧告及び命令) 第7条の3 農林水産大臣は、米穀の出荷又は販売の事業を行う者が前条の農林水産省令で定める事項を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その業務の方法を改善すべきことを勧告することができる。 2 農林水産大臣は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 (都道府県が処理する事務等) 第53条 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。						